

December 2015

アフリカ知的財産ニュースレター 2015年12月号 (Vol.6)

アフリカにおける知的財産の進化する世界

本号の記事では、2015年にアフリカで起こった知的財産関連の大きな展開をいくつか見ていくことにしよう。アフリカの人民も政府も、知的財産がどのように重要であるか、権利の法的枠組みの実現を確保する上で知的財産がどれほど決定的な重要性を持っているかの認識を深めているようにみえる。

2015年の出来事

今年の主要な展開の一部は以前の号の記事ですでに論じているが、ここにその概要を示すことにする。

- 商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)は、アフリカにおいて引き続き重要性を増しつつある。2015年、アルジェリアとガンビアが同議定書に加入し、その結果いまやアフリカの21の国と地域が国際商標登録制度に所属することになった。これらの国を列挙すると以下のようになる。

アルジェリア、ボツワナ、エジプト、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マダガスカル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、OAPI、ルワンダ、サントメプリンシペ、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ

これまでに述べたような理由により、以上の国の一部については国際登録の有効性や権利行使可能性に関する疑義が存在する。

2015年、OAPIは加入地域としてマドリッド・プロトコルに署名した。OAPIの加入は、OAPI創設の基礎となった協定すなわちバンギ協定の修正とその後の個々のOAPI加入国による修正されたバンギ協定の批准によるのではなく、OAPI管理理事会の決議によって行われたのである。

だとすれば、国際登録の際にOAPIを指定した場合、その指定は有効なのだろうか？裁判所の審理によって問題が決着する時まで、この疑問は解明されない可能性が高い。当面のところ、知的財産の所有者がOAPI諸国における保護を求める場合、専門家への確認が重要であろう。

- アフリカのもう一つの地域登録制度がアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)である。2015年には2つの重要な展開が見られた。第1の展開は、2015年3月2日付でARIPOが自前のオンラインサービスを発足したことである——このサービスは、特に、電子出願、オンラインファイル閲覧、オンライン公報等を提供している。

第2に、ARIPOが2015年7月6日付で「植物新品種の保護に関する議定書」を採択し、特別な植物育成者権(PBR)の保護を通じた植物新品種の保護を定めたことである。4つの加入国が直ちに同議定書に署名しており、2015年12月31日までにさらに4つの国が署名すれば、同議定書の適用が開始されるだろう。

- ボツワナは2015年、同国で初となる地理的表示の登録を認めた。この登録は、「Scotch Whisky」という文言に関するものであった。著者が知る限り、これは「Scotch Whisky」という文言がアフリカで最初に取得した地理的表示登録である。ただし、その後この文言はOAPIに登録されたことが分かっている。

- エジプトでは、エジプト特許庁が「特許審査ハイウェイ」試行プログラムを開始することで日本国特許庁(JPO)と合意した。その結果、2015年6月1日以降、日本で特許可能と判断されている日本国特許を有する日本企業は、当該特許に対応するエジプト特許の出願につき早期審査を請求することが可能になった。
- 2015年、ケニア控訴裁判所は、商標登録官は異議申立期間の延長を認めるための「拘束されざる権限」を持っているとの判決を下した。
- 2015年は、モロッコが欧州特許庁と締結した協定が発効した年でもある。この協定は、モロッコにおける欧州特許の認証を認めるもので、認証された特許はモロッコ国内でモロッコ特許と同じ法的効果を持ち、モロッコ特許法の適用を受けることになる。
- ナイジェリアはアフリカ最大の経済圏であるため、同国での展開は注目されている。ナイジェリア当局は2015年10月1日付で、ナイジェリア商標データベースのデジタル化プロセスに着手した。

2015年に起こったもう一つの展開では、ナイジェリア当局は商標案件に関する期限の規制強化を行った。ナイジェリアにおいて商標出願又は異議申立を提出する企業は、今後はこれまで以上の注意深さを要求されるだろう。

- セーシェルにおいては、新たな産業財産権法が2015年3月1日付で施行された。この新法によって仮特許および英国特許の再登録は廃止されることとなった。新法の下での特許期間は20年である。商標に関して言えば、出願人が優先権を主張できるようになり、登録期間が7年から10年に引き延ばされた。不使用期間——別の言い方をすれば、取消請求を避けるためにその満了前に登録商標を使用しなければならない期間——は、5年から3年に短縮された。新法の下で、有効期間を最大15年に延長された意匠保護がセーシェルで提供されるようになり、実用新案の保護期間も同様に延長されて10年間となった。
- アフリカで2番目に大きな経済圏である南アフリカでは、多くの重要な展開があった。2015年2月、南アフリカ当局は、同国の特許制度を無審査登録制度から実体審査制度に切り替えていく旨を発表した。その後まもなく、当局は特許審査官の募集プロセスを開始している。

2015年には、南アフリカ著作権法の改正案発表もあった。改正法案は次のように多くの処置を要求している：同法案は、南アフリカ著作権法を電子化時代に適応させようと努めている；教育その他の公益的使用に関して数多くの例外規定を新たに定めている；著作権管理団体に関する詳細な規定が盛り込まれている；保護対象となる著作物の新カテゴリーすなわち「手工芸品」を創設している；故人の著作権は国家に移管されると規定している；知的財産裁判所の新設を定めている（この裁判所は知的財産関連のすべての事案につき第一審裁判所となる）；地方放送局が地域に即した一定量のコンテンツを放送する場合の要件を導入している。

- チュニジアは、自国の商標法に多くの改正を加えており、電子出願の導入、国際出願に関する規定、商標出願と異議申立の両方を処理する手続の変更等がこれに含まれる。

また、チュニジアは欧州特許をチュニジアに拡張することを認める欧州特許庁との協定に署名した（上述したモロッコと同様である）。しかし、この協定はまだ発効していない。

- ウガンダでは著作権に関する重要な判決が言い渡された。さらに、ウガンダの人々が以前よりも著作権を意識するようになり、自らの権利を主張しようとする気風が高まっていることを示す兆候もある。

Angella Katatumba v The Anti-Corruption Coalition of Uganda の訴訟における事実関係は、ウガンダ人の実演家および録音音楽アーティストとして有名な人物の楽曲が、森林保護に関する環境キャンペーンのコマーシャルソングの中で著作者の同意なく使用されたというこ

とであった。訴訟の争点となったのは、その使用が違法であるか否か、あるいは、環境保護が正当事由に当たると想定して何らかの公益性又はフェアユース(公正使用)の抗弁が適用されるか否か、という問題である。

裁判所は、本件の無許可使用は違法であると判示した。当該楽曲と環境保護との間には何の関係もない、と裁判所は主張したのである。裁判所はさらに、本件で争われた楽曲に対する批評や批判がなされたわけでも当該楽曲に関する報道が存在していたわけでもない、という点を指摘した。それゆえ問題の行為はフェアユースの規定に該当しないことになる。

著作権侵害がなされたのであるから、原告の実演家には、著作権宣言書を登録するとともに、著作者の同意が求められていたとしたら請求されたであろう使用料に基づく損害賠償に加えて懲罰的損害賠償を請求する権利を与えられた。

ウガンダの弁護士はこの訴訟を、ウガンダ人が自らの知的財産権を以前より意識するようになっただけでなく、その権利を行使しようとする気運が次第に高まっていることを示す証拠と見なしている。近年ウガンダでは数件の著作権侵害訴訟があり、そこで著作権者たちは携帯電話運用業者や銀行を含む大手企業を相手に争った、という事実を弁護士たちは指摘する。著作権者たちはこれらの訴訟に敗れているが、上述した最新の判決はおそらく著作権者たちに新たな希望を与えるものとなるだろう。著者が聞き知ったところでは、別のウガンダ人実演家がコココーラを提訴し、ビデオの抄録を無許可で使用したかどで 100 万米ドルの賠償を求めているという。

ダカールにおける会議

2015 年の終わり近くに非常に重要な会議が開催された。実はアフリカ諸国の政府が今や知的財産を非常に真剣に考えており、知的財産保護が経済成長とどのように結びついているかを十分に理解していることを、この会議は明らかにしている。

上述した会議は日本国政府からの任意拠出金の支援を受けた「アフリカ大臣会合 2015: 発展するアフリカにおける知的財産」であり、2015 年 11 月にセネガルの首都ダカールで開催された。この会議は日本国政府、アフリカ連合の協力の下、世界知的所有権機関(WIPO)、セネガル共和国政府が共同で主催したものであった。会議には、知的財産、貿易、文化を担当する約 50 か国の閣僚を含めて 400 人を超える参加者が集結した。会議に先立って、50 人ほどのアフリカの若いイノベーターおよびクリエイターを一堂に集めたワークショップが開かれ、知的財産、イノベーションおよび創造性に関する話し合いが行われた。

会議の目的

主催者側の目的は、野心的かつ遠大なものであった。この会議は以下のような意図の下に行われたのである。

- 知的財産がいかにしてイノベーションや創造性の刺激要因又は活性化要因となるか、そして、その過程でアフリカ全土の経済および社会の発展ならびにアフリカ経済の技術的変革をいかに促進するかを強調する;
- 「ポスト 2015 年開発アジェンダに対するアフリカ共通ポジション(CAP)」と呼ばれる文書に明記された優先順位の実現に、知的財産がどのように貢献しうるかを示す;
- 知的財産がアフリカ大陸全体のイノベーションおよび創造性に影響を及ぼす限りにおいて、知的財産の役割について話し合う場を人々に提供する。

以上の目的を設定するにあたり、主催者側は様々なファクターを考慮している。そうしたファクターの一つとして、国際的な知識集約型経済の世界で、知的財産とイノベーションは競争力、貿易、一般経済、社会・文化的発展のための重要な寄与要因であるという認識が高まりつつあるという事実が挙げられる。もう一つのファク

ターとして、特に貧困の抑制、農業生産性の向上、産業競争力といった分野において、アフリカ諸国が自国に提供された機会を手にするために知識集約型経済を導入しつつあるという事実がある。

会議の具体的な目標

この会議では、以下のような多彩な構想が提示されている。

- 開発のために知的財産権およびイノベーションを活用できる実現環境を創造する上での政府の役割に対処する；科学技術およびイノベーションを開発に利用する能力を国家が構築することを目的とした知的財産政策およびイノベーション戦略の整備を政府に促す；
- 科学技術的変革、経済社会的発展ならびに貧困の抑制を促進する推進力としての知的財産制度の戦略的利用の重要性について、より深い理解と評価を醸成する；
- デジタル環境における最新のトレンドおよびビジネスモデルに乗り遅れないためのツールおよび手段を参加者に与える；
- 主要な国際条約の批准を奨励することにより、アフリカ諸国のデジタル経済への参加を拡大する道を切り開く。

参加者の発言

主催国セネガルの Mohammed Dionne 首相は、アフリカが直面している多くの課題を考えれば今回の会議はタイムリーなものであると語った。同首相はさらに続けて、知的財産によって持続可能かつ包括的な発展を確保することが可能であり、その結果として貧困の抑制と経済競争力の増大を確保できると述べている。このことを同首相は「イノベーションはすべての発展の礎である」と表現した。

WIPO の Francis Gurry 事務局長は、参加者に対する歓迎の挨拶の中で次のように述べた：「結局のところ、すべてのイノベーションと創造性の源となるのは人間なのです。そしてアフリカは人類の揺籃の地です。そういう意味では、我々の種を人間として特徴付けるイノベーションや創造性はすべてアフリカに発しているのです。」

Gurry 事務局長はこれに続けて、知的財産はイノベーションがもたらす競争上の優位を確保する機能を持っていると語った。同時に、知的財産は新たな知識とイノベーションの創造に向けられる投資、人材および財源に対する報酬でもある。先進国の知的財産制度はアフリカ諸国が自国民の創造性やイノベーションを開花させ、経済成長を増大させるのを助けることができる。

モーリシャスの Ameenah Gurib-Fakim 大統領は、今後 10 年間のアフリカ諸国の経済成長予測が極めて良好であるという事実を各国代表団に思い出させた。同大統領はこれに続けて、アフリカが科学技術とイノベーションの恩恵を活用して持続可能な知識経済を構築するためには知的財産権を保護する必要がある点を強調している。しかし、それと同時に同大統領は、特産の薬草や伝統的知識というアフリカ固有の財産の価値に門戸を開き、それらを推進するような知的財産制度が政策に含まれていなければならないと指摘して代表団の注意を喚起した。

Gurib-Fakim 大統領はさらに続けて、知的財産権の保護には十分な報奨の手段と支援が伴っていないと語り、アフリカのイノベーターが起業を支えるために必要な資本にアクセスできるようにするための基金設立を呼びかけた。「今日のイノベーションにすべてを賭けた国々が、明日の世界経済を手中にすることになるでしょう」と述べて、同大統領はスピーチを終えた。

アフリカ連合の人的資源科学技術担当長官の Martial De-Paul Ikounga は次のようにコメントした：「将来アフリカの若者たちが不退転の決意でルビコン川を渡り、ガラスの天井を破って飛翔し、発明者としての昂揚を分かち合い、臆することなく病んだ社会に解決策を提案する自国で初の、地域で初の、もしかしたら世界で初の人物になることを可能にするために、我々が築くべき建物の全体像はすでに見えているのだということを理解するよう、アフリカの指導者たちに働きかけることが、アフリカにおける知的財産機関の役割です。」

WIPO マガジンの特集

WIPO はダカール会議を祝して 2015 年 11 月に WIPO Magazine の特集号を制作した。この号では、アフリカにはイノベーションと創造性の偉大な伝統があり並はずれて創造的な人材がいるが、これまではその経済的ポテンシャルを十分に発揮してこなかったという WIPO の Francis Gurry 事務局長の発言が引用されている。しかし、同事務局長はこれに続けて、アフリカには今日の世界で最も急速に成長しつつある経済があり、アフリカ諸国は知識経済やデジタル革命によって生まれた機会を活用しつつあると述べている。重要なことは、アフリカの人々がこれらの機会を利用して貧困を抑制し、農業生産能力を向上させ、競争力を高めることだと同事務局長は言う。このことを事務局長は次のような言葉で語った：「アフリカは何か新しいエキサイティングなものの頂点にいと私は考えています」。

この号の WIPO Magazine には、アフリカにおける知的財産理解の水準について、また、特にアフリカに関係の深い諸問題に対処するための知的財産の利用法について、人々を楽観視させるような特集記事がいくつも掲載されている。

以上、2015 年に起こった諸々の展開を振り返ってきた。アフリカにおける知的財産に関する将来に期待したい。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター2015年12月号 (Vol.6)

[著者]

Spoor & Fisher

Wayne Meiring

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年12月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2015年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。